

秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第18号

秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成16年秋田市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の9第10項」を「第28条の9第10項第1号」に改める。

第2条第1項中「第12条第3項の表第1号中欄又は第45条第2項の表第1号中欄」を「第12条第4項の表第1号中欄又は第45条第3項の表第1号中欄」に、「第12条第3項の表第1号下欄又は第45条第2項の表第1号下欄」を「第12条第4項の表第1号下欄又は第45条第3項の表第1号下欄」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。